

審査基準と標準処理期間

処 分 名	行政財産の使用許可		
根拠法令名	地方自治法(昭和22年法律第67号)	(条項) 第238条の4 第7項	
基準法令名	埼玉東部消防組合財産規則	(条項) 第15条	
所 管 部 署	消防局総務課 企画財政担当		
標準処理期間	14日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用させるとき。</p> <p>(2) 当該行政財産を水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(4) 国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため特に必要と認められるとき。</p> <p>(5) その他管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>庁舎施設の使用にあたっては、埼玉東部消防組合庁舎管理規則第4条の規定を順守すること。</p>			
所 管 課	総務課 企画財政担当	処理番号	総No. 1